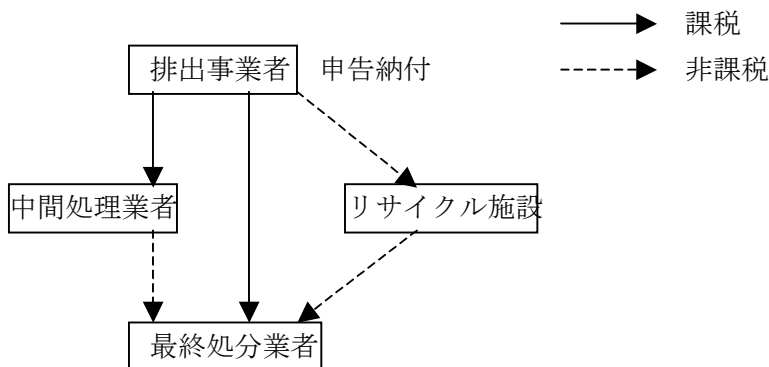


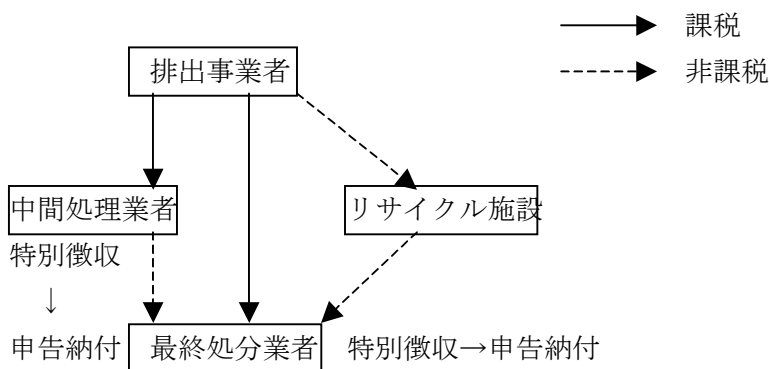
1. 現在考案されている産廃税の課税形態

A タイプ・・・排出課税（三重県）



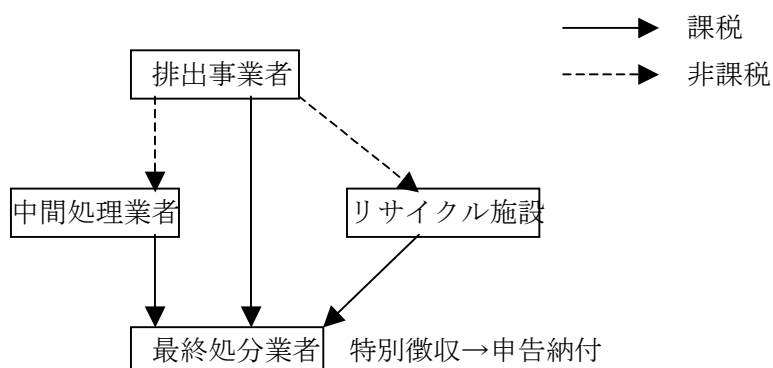
メリット	・排出業者に直接、排出抑制のインセンティブが働く
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての排出事業者に税を課す場合、徴税コストが高く、一部の事業者を免税せざるを得ない(→税の公平性に反する) ・中間処理についてその種類ごとに税率の設定を変えた場合、煩雑になる ・リサイクル施設から排出される埋立廃棄物の抑制にはつながらない

A' タイプ・・・排出課税（北海道）



メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・排出業者に直接、排出抑制のインセンティブが働く ・中間処理業者と最終処分業者を特別徴収義務者とすることにより、徴税コストが低下し、免税点を設ける必要性が弱まる(→税の公平性を保てる)
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収者である中間処理業者と最終処分業者の負担が大きい ・中間処理についてその種類ごとに税率の設定を変えた場合、煩雑になる ・リサイクル施設から排出される埋立廃棄物の抑制にはつながらない

Bタイプ・・・埋立課税（北東北3県（青森・秋田・岩手）、中国5県（岡山・広島・島根・鳥取・山口）、北九州市*など）



メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・排出業者または中間処理業者に埋立処分抑制のインセンティブが働く（中間処理業者へのリサイクルのインセンティブが働く） ・税の仕組みが簡素で徴税コストが小さい（最終処分業者を特別徴収義務者とすることで、特に免税点を設ける必要がない）（→税の公平性を保てる）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分抑制へのインセンティブはあるが、中間処理の抑制にはつながらない（特に、中間処理業者から排出事業者への税の転嫁が適正になされない場合、それが顕著）

*北九州市は納税義務者が排出事業者でなく、最終処分業者

2. 各自治体の状況

	三重県	北東北3県	中国5県	北海道	北九州市
名称	産業廃棄物税	廃棄物減量化・リサイクル促進税	産業廃棄物処理税(岡山) 産業廃棄物税(島根) 産業廃棄物処分場税(鳥取)	産業廃棄物循環促進税	環境未来税
課税タイプ	A	B	B	A'	B
納税義務者	排出事業者	排出事業者	排出事業者	排出事業者	最終処分業者
免税点	あり 年間排出量 1000t未滿	なし	なし※	なし	なし
税率	埋立・中間処理(以下除く) 1000円/t 焼却・脱水 100円/t 油水分離 200円/t 乾燥・中和 300円/t	1000円/t	1000円/t	埋立・中間処理(以下除く) 1000円/t 焼却・分解 100円/t 脱水・油水分離 300円/t 乾燥・ばい焼 700円/t	1000円/t
税収見込み	約3億円	約6~7億(岩手)	約7~9億円(岡山)約9~12億円(広島)約1億5千万円(島根)700万円(鳥取)	約26億円(途中で税率が減額されたのでこれを下回ると思われる)	約15~20億円
実施時期	2002.4	2004.1 予定	2003.4 予定	2004.4 予定	2003.10 予定
備考		域外廃棄物の搬入に対して環境保全協力金の課徴	岡山・広島ではH14.6議会に条例案上程	最初の二年間は暫定税率	福岡県との調整済み H14.6議会に条例案上程

※鳥取県では、事業活動に伴って生じる廃棄物とは性格の異なる廃棄物(下水処理汚泥など)は免税

税収使途・・・概ね以下のようなものが挙げられる

産業廃棄物対策・・・処理施設のインフラ整備、適正処理の推進、不法投棄の防止など
リサイクル事業への支援・・・リサイクル技術の開発推進・リサイクル資源の情報整備・
リサイクル施設への補助など

3. イギリスの埋立税(Landfill Tax)

★実施時期：1996年に導入

★税率：lower rate・・・汚染の可能性のない不活性廃棄物(inert waste)

→2ポンド/トン

standard rate・・・汚染の可能性のある活性廃棄物(active waste)

→7ポンド/トン(導入当初)

1999年に10ポンド、以降毎年1ポンドずつ値上げ

★免税事項

①廃土壌(waste soil)、コンポスト、木くず・バーク、その他草木、食物残さ、廃石灰、
石こう、紙くず、各種汚泥などの農地への散布

※下線部の廃棄物については以下の土地への散布も免除

鉄道線路、内部排水路、国家河川機関(National River Authority)の土地、森林、
公園、緑地、運動場など

②土地の開墾・改良や河川浚渫により発生する土壌、岩石、灰、汚泥や、建設・解体によ
り発生する廃棄物を以下の状況のもとで処理する場合

- ・処理することにより、その土地が有益に利用できるようになる場合
- ・計画許可に則して処理が行われ、農業や生態系にとって有益な場合
- ・散布量が2万立方メートル/ha以下の場合

③建設解体やトンネル工事、その他採掘によって発生する廃棄物、または灰、スラグ、岩
石、木くず、石こうなどの廃棄物を発生場所に埋め戻したり、その場所で利用する場合

★減量効果(いくつかの調査例)

・ Planning Officers Society の 1997 年のレポート

不活性廃棄物 25%削減

<要因>免税処理へシフト

<問題>汚染された廃棄物による地表や地下水汚染のリスクが増大

・ Environmental Services Association

不活性廃棄物 4200万トン→2400万トン(43%削減)

- ・ HM Customs & Excise(イギリスの税務局)
1997/98→1998/99 不活性廃棄物 15%削減
活性廃棄物 ほとんど変わらず

- ・ ECOTEC によるインタビュー調査(25社対象)
不活性廃棄物 69%削減(閉鎖5社除くと63%減)

- ・ Environment Agency
1995/96→1997/98
不活性廃棄物 Wessex州 34%減 Devon州とWessex州 15.5%減

- ・ ECOTEC 税収から換算した調査
6600万トン→3600万トン (45%減)

調査結果にばらつきが見られるので一概には言えないが、活性廃棄物については減量が見られる。しかし、免税の処理方法へシフトしたものが多いよう。不法投棄が増加しているとの報告もあり。

4. 論点

- ・ 減量効果はどの程度あるのか？減量効果を増すためにはどうすれば良いか？
- ・ 不法投棄は増加しないか？増加しないためにはどうすれば良いか？
- ・ 域外へ流出しないか？流出しないためにはどうすれば良いか？
- ・ 免税措置は必要か？どのような場合に必要か？
- ・ 全国統一的な課税が望ましいのか？あるいは、地域の特性に合わせた課税方法が望ましいのか？全国統一にする場合、どのタイプの課税形態が望ましいのか？
- ・ 廃棄物が越境する場合の、二重課税の可能性はないか？二重課税を回避するためにどうすれば良いか？

<参考資料>

- ・岩手県「循環型地域社会の形成に関する条例整備懇談会答申」, 平成 14 年 3 月
- ・OECD (天野明弘監訳), 環境関連税制—その評価と導入戦略—, 2002 年
- ・岡山県「岡山県税制懇話会中間報告書」, 平成 13 年 12 月
- ・環境省「産業廃棄物行政に関する懇談会報告書」, 平成 14 年 7 月
- ・北九州市「税のあり方」研究会, 産業廃棄物に関する法定外税「(仮称)環境未来税」の考え方 (最終報告), 平成 13 年 12 月
- ・廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用方策のあり方にかかる検討会, 「廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用に向けて—その適用に伴う効果、実施上の留意点—」, 平成 12 年 12 月
- ・広島県「廃棄物抑制検討懇話会ワーキンググループ報告書～産業廃棄物に係る税の仕組みについて～」, 平成 13 年 12 月
- ・Advisory Committee on Business & the Environment, Resource Productivity, Waste Minimisation and the Landfill Tax, August 2001
- ・ECOTEC Research and Consulting Limited, Effects of Landfill Tax –Reduced Disposal of Inert Waste to Landfill, January 2000
- ・Read, A. D, P. S. Phillips, A. Murphy, Environmental bodies and landfill tax funds An assessment of landfill operators in two English countries, Resources, Conservation, and Recycling, 20, 153-182, 1997
- ・Read, A. D, P. Phillips, G. Robinson, Landfill as future waste management option in England: the view of landfill operators, Resources, Conservation, and Recycling, 20, 183-205, 1997
- ・その他、北海道、岩手県、埼玉県、東京都、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、島根県、福岡県、の各自治体のホームページ